

児童手当に関するお知らせ

■ 毎年6月に提出していた「現況届」が不要になります。

小平町では、令和4年度現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

※離婚協議中で配偶者と別居されているなど特段の事情がある場合においては、小平町から提出をお願いすることがあります。

※「受給者や配偶者、児童の住所および氏名等に変更があったとき」や「結婚、離婚をしたとき」、「受給者の加入する年金に変更があったとき」など、変更事項があった場合には随時、変更届の提出が必要になります。

■ 特例給付の支給にかかわる所得上限額が設けられます。

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の所得制限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が所得制限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。



扶養親族等の数【()内は例】	所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	858万円	1,071万円
1人 (児童1人の場合 等)	896万円	1,124万円
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	934万円	1,162万円
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	972万円	1,200万円
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	1,010万円	1,238万円
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	1,048万円	1,276万円

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係 (内線273)

ゆったりかんバス送迎運行表

6月の無料送迎バス運行日は
8日・22日 [水曜日]

鬼鹿方面

停留所	時刻
鬼鹿小学校前	9:55
鬼鹿郵便局前	9:58
ローソン鬼鹿前	10:00
第1広富バス停	10:05
ゆったりかん着	10:20

臼谷・小平方面

停留所	時刻
臼谷寿の家前	10:35
小平町商工会前	10:38
吉田宅前	10:40
小平小学校前	10:42
ゆったりかん着	10:45

本郷・平和・寧楽・達布方面

停留所	時刻	停留所	時刻
※達布活性化センター前	11:10	旧本郷小学校前	11:30
旧寧楽小学校前	11:20	小平新興団地入口	11:35
平和共栄橋前	11:25	除雪センター前	11:36
富里ライスセンター前	11:26	ゆったりかん着	11:40

鬼鹿・臼谷・小平方面お帰り時刻 14:30

本郷・平和・寧楽・達布方面お帰り時刻 15:30

※達布活性化センター前は予約制といたします。達布支所 (☎58-1111) またはゆったりかんフロント (☎56-9111) に運行日の午前9時までにお電話いただけただけの場合のみ送迎いたします。